

令和2年度（2020年度）道管理空港路線維持対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 令和2度（2020年度）道管理空港路線維持対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、本邦航空運送事業者が、女満別空港、中標津空港、紋別空港、奥尻空港、利尻空港のいずれかを着地として、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機のうち国内航空に従事するもの（以下、国内線という。）を運航するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、これらの空港の路線の維持に資することを目的とする。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、本邦航空運送事業者とする。

（補助対象便）

第4条 補助金の交付の対象となる便（以下「補助対象便」という。）は、補助事業者が女満別空港、中標津空港、紋別空港、奥尻空港、利尻空港のいずれかを着地として、令和2年（2020年）8月1日から令和3年（2021年）2月28日までの間に国内線を運航する便とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象便を運航するために要する経費とする。ただし、着陸料及び停留料を除く。

（補助率及び補助限度額等）

第6条 補助金は予算の範囲内で補助するものとし、補助率及び補助限度額等は次のとおりとする。
補助率は補助対象経費の10分の10以内とし、補助対象便に係る着陸料及び停留料の2分の1の額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助事業者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（総政第1号様式（平成25年北海道告示第10328-3号に定める様式をいう。以下「総政第〇号様式」について同じ。）に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 事業計画書 | 総政第2号様式 |
| (2) 補助金等交付申請額算出調書 | 総政第14号様式 |
| (3) 経費の配分調書 | 総政第18号様式 |
| (4) 事業予算書 | 総政第20号様式 |
| (5) 資金収支計画書 | 総政第32号様式 |
| (6) その他知事が必要と認める書類 | |

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付するものとする。

補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的に変更を来さない場合で、当該補助対象経費の増減が当該経費の20パーセント未満の場合は、こ

の限りではない。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業者が当該補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(総政第21号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書(総政第28号様式)に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 事業実績書 | 総政第2号様式 |
| (2) 補助金等精算書 | 総政第29号様式 |
| (3) 事業精算書 | 総政第31号様式 |
| (4) その他知事が必要と認める書類 | |

(代理人への委任)

第11条 この補助金の交付申請等、この補助金に関する一切の権限を支配人等に委任しようとするときは、交付申請時に委任状を提出しなければならない。

附 則 この要綱は、令和3年(2021年)1月22日から施行する。